

申込は12月6日まで

市立・私立保育所の来春入所



市は、来年4月に市立・私立保育所への入所を希望する乳幼児の申込を受け付けています。

【申込】所定の申込書などを保育所事業課(市役所本庁舎7階)に乳幼児本人同伴で来庁を。郵送申込は不可

【申込書の配布】同課、各支所・市民サービスセンター、アクト西宮ステーション。市のホームページ(くらしの情報)にて

【入所決定】提出書類をもとに保育ができない状況を点数化し、入所の優先順位を決定。結果通知は来年2月下旬に送付

甲子園口(9丁目)

保育園が開園予定

委員を公募

西宮市都市交通会議

市は、「(仮称)西宮市都市交通会議」の委員のうち2人を公募します。

同会議は、都市交通に関する総合的な施策を充実させ、より効果的に推進するためのものです。

詳しくは都市計画課(市役所南館3階)各支所・市民サービスセンター、アクト西宮ステーションなどで配布する募集要項

【対象】来春1月26日現在、20歳以上の人。在勤者可 ※本市の他の審議会等の委員・市職員・市議会議員を除く

【応募方法】所定の申込書に「西宮の公共交通について考えること」をテーマにした小論文(800字~1200字)を添えて、郵送かEメールで10月31日(消印有効)までに都市計画課(0798・35・3600)へ

【選考】書類選考。必要に応じて面接を実施

緑のリサイクル制度

樹木を無料配布



貴重な緑を守り育てるため、市は緑のリサイクル制度を設けています。個人の戸建て住宅を緑化する人を対象に、市民の皆さんから引き取ったヒラドツツジやムクゲなどの樹木を無料で配布します。

【配布予定数】約30本~40本(1軒あたり1本) 【申込】所定の申込書を10月

市立墓地 使用者募集

申込は10月26日まで

市は、次のとおり市立墓地の使用者を募集します。

【対象】次の全ての要件を満たす人▽①10月10日現在、市内に住民登録か外国人登録をして

【募集数・使用料等】満池谷墓地(再整備箇所)▽0・76(5時15分)

高齢者インフルエンザ 予防接種を実施

10月15日~来年1月31日

(0798・35・3308)

市は、高齢者を対象にインフルエンザ予防接種を行います。希望者は、10月15日~来年1月31日に委託医療機関で接種してください。

問合せは保健所健康増進課

【対象】①65歳以上の人▽②60歳~64歳で心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫

の機能の障害により身体障害者手帳1級を持つ人 ※接種する際は、健康保険証など住所、年齢、氏名が分かるもの(②の人は身体障害者手帳)の持参を

広告主を募集

はり・きゅう・マッサージ 施術費補助券

市は、「はり・きゅう・マッサージ施術費補助券」の広告主を募集します。この補助券は、市内のはり・きゅう・マッサージ指定施術所で、保険適用外の治療費を1回1000円補助するもので、申請者(対象は70歳以上の市民)に交付しています。

募集内容など詳しくは、市のホームページ(事業者向け情報→市の広告事業)に掲載している募集要項、仕様書、西宮市広告掲載要綱・基準を確認してください。申込は必要書類を10月11日~25日(必着)に行政経営推進課(〒662-8567六湛寺町10-3市役所本庁舎4階 ☎0798・35・3600)へ。持参も可。西宮市広告掲載要綱・基準に適合するものの中から最も金額の高いところに広告主を決定します。

【広告料・募集数】2万7000円以上(税込)・1枠

【配布期間】来年4月上旬から1年間

【配布予定数】約5500枚

広告



阪神米穀のお米



■本社 TEL.0798(26)0221(代表) ■http://www.ebessan.jp

いろいろな食品を組み合わせて食べよう

6つの基礎食品(第1類:魚・肉・卵・大豆、第2類:牛乳・乳製品・小魚・海藻、第3類:緑黄色野菜、第4類:その他の野菜・果物、第5類:米・パン・麺・いも、第6類:油脂)このグループから、1日に3~6食品、合計30食品を目安にバランスよく食べよう。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。

広告

債務整理

誰にも知られないうちに借金問題を整理したいなら ◎任意整理 消費者金融等から高金利で貸付を受けている場合、あなたの代理人として「利息制限法」に従って本来の残債務額を確定し、その支払い方法(月々の返済額、支払い回数)の和解交渉をいたします。 ◎個人再生 ◎自己破産も、ご相談承ります。

過払金返還請求

◎「利息制限法」を超える利息は無効となり、消費者金融等への過払金(払いすぎ利息)は返還請求することが可能です。 ◎完済後(現在残高0)10年以内であれば返還請求は可能です。

売掛金・債権の回収

◎商品代金や売掛金、診療報酬等の未払い金を、ご依頼に応じて、お客様の代理として債権の回収をさせていただきます。 ◎債権は、一定期間権利を行使しないと時効消滅します。

◎認定司法書士に依頼するメリット ●迅速な交渉 ●時間と労力の削減、コストダウン ●税務上の損金処理問題



司法書士 山村直子

司法書士が直接お会いしてご相談をおうかがいします。個人の秘密は厳守いたします。

あずさ司法書士法人

一神戸オフィス

神戸市中央区三宮町3丁目7番10号 協栄ビル4F

http://www.azusa-office.jp

TEL.078-958-6070

受付時間 AM10:00~PM7:00

Table with columns: 債務整理費用(税込), 着手金, 減額報酬, 過払金報酬, 定額報酬, 司法書士 山村直子, 兵庫県司法書士会 第1682号, 簡裁代理認定 2004年3月1日 第212355号, 兵庫県司法書士会 法人番号 30-00023

